

福島県発注工事を施工する建設業者（下請を含む）の皆様へ

下請には、社会保険等加入者を選定してください。

○これまで一次下請のみに適用していた取扱いを、平成29年5月1日から二次下請以降にも拡大します。

○社会保険等とは、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3つを指します。また、加入義務のない方は加入者とみなします。

※加入すべき保険について…別紙『社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン』における『適切な保険』について参照（国土交通省 HP「建設業の社会保険未加入対策について」より）

○下請契約時に保険未加入であっても、例えば「現在、保険加入手続き中であり、工期までに確実に加入が見込まれる」などの理由がある者であれば、下請として選定することができます。

ただし、こうした場合は理由書を提出し、県及び県から直接工事を請け負った元請の確認を受ける必要があります。（やむを得ない理由がない場合は、未加入者を下請としてはいけません。）

また、加入手続きを終えたら、速やかに加入を確認できる書類を提出してください。

○理由書の提出があっても、保険加入が確認されるまでは、県から直接工事を請け負った元請をはじめ全ての元請は、未加入の下請及びその元請に対して、繰り返し加入指導を行ってください。（遅くとも、当該下請契約の工期内には加入させてください。）

（詳しくは、福島県元請・下請関係適正化指導要綱（以下「県元下要綱」）第13を参照してください。）

※詳細については県元下要綱を御覧ください。

福島県 元下

検索

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/212466.pdf>

◆保険加入の原資確保のため、下請契約に際してはあらかじめ、法定福利費を内訳明示した見積書を元請に提出しましょう。

※その他社会保険未加入対策に関しては、国土交通省のHPを参照してください。

国土交通省 未加入対策

検索

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

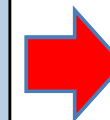
〈お問い合わせ先〉

各発注機関 又は 入札監理課（直通：024-521-7899 FAX：024-521-9727）

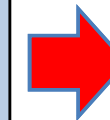
「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※3	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金
	—	役員等	—	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※3	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※3	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金

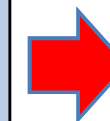
「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲



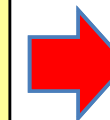
3保険



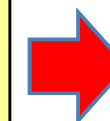
健康保険及び厚生年金保険



3保険



雇用保険
(医療保険と年金保険については個人で加入)



医療保険と年金保険については個人で加入
(但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る)※2

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※3 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

□ : 個人で加入